

酒田市長 丸 山 至 様

酒田市監査委員 大 石 薫

酒田市監査委員 高 橋 千代夫

定期監査結果に関する報告の提出について

地方自治法第199条第4項の規定により、次のとおり定期監査を執行したので、その結果に関する報告を同条第9項の規定により提出します。

なお、監査結果に基づき措置を講じたときは、同条第14項の規定により通知くださるようお願いいたします。

記

1 監査対象課及び監査期間

監査対象課	調書作成期日	監査の期間	監査委員 聴取日
企画部 企画調整課	12月31日	1月18日～ 2月19日	2月8日
企画部 都市デザイン課	12月31日	1月18日～ 2月19日	2月8日
企画部 情報企画課	12月31日	1月18日～ 2月19日	2月8日

2 監査の範囲

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理

3 監査の方法

関係資料及び諸帳票のほか、関係書類の提出を求めるとともに、必要に応じて関係職員から説明を聴取した。

4 監査の結果

監査の対象となった財務に関する事務の執行等については、特に文書により指摘すべき事項は下表のとおりである。その他、文書によらない軽微な注意事項については、口頭で留意又は改善を促した。

監査対象課	監査結果	
企画部 情報企画課	指摘事項	重要物品について、情報企画課において平成29年度に納入したネットワーク通信機器が、平成29年度から令和元年度までの決算関係書類である財産に関する調書に記載されていなかった。毎年決算作業時に契約検査課が作成した財産調書詳細リストを各課で確認しているが、十分な確認作業が行われていなかった。 令和2年度の決算においては遺漏のない調書を作成するのは勿論のこと、定期的な現況確認等により適正な物品管理を行うこと。
企画部 都市デザイン課	注意事項	るんるんバスシートカバー取付業務について、書面による承認がないまま、受託業者が業務の一部を他の業者に再委託していた。契約内容では再委託は原則禁止だが、あらかじめ書面で発注者の承認を得たときは可能となっていることから、受託業者は再委託申出書を担当課に提出していたものの、担当課が書面による承認手続きを行っていなかった。また、再委託申出書には担当課の收受印がなく、課内回覧もなされていなかった。 契約書に則り適正に再委託の承認手続きを行うとともに、文書管理規程に基づき適正な事務処理を行うこと。